

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区本町1丁目32番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、キリスト教精神に基づく民間の手による援助団体であり、飢餓、疫病、極貧、災害、戦禍等にあえぐ人々、特に開発途上国の人々に対して、世界のワールド・ビジョンと同一の理念並びに精神に立って、総合的、継続的、全人的援助事業を行い、もってそれらの人々の自立、発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動。
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (3) 社会教育の推進を図る活動。
- (4) まちづくりの推進を図る活動。
- (5) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (6) 環境の保全を図る活動。
- (7) 災害救援活動。
- (8) 地域安全活動。
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (11) 子どもの健全育成を図る活動。
- (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 世界各地、特に開発途上国への援助を必要としている子どもたち、並びにその家族等への援助。
- (2) 飢餓、水害等の災害、並びに戦禍等に対する緊急援助。
- (3) 世界各地、特に開発途上国における、地域の自主的開発を促進するための健康

管理、教育振興、指導者育成、環境改善、地域開発等に対する援助、助成。

- (4) 援助活動のための人材派遣。
- (5) 援助活動についての情報の収集、調査及び研究。
- (6) 各国政府、国連諸機関並びにN G O等との相互連携及び協力。
- (7) キリスト教諸団体との相互連携、協力並びに援助。但し、これに係る支出は、そのために指定された寄付金のみをもってこれにあてる。
- (8) 援助活動に関する啓発及び広報。

2 この法人は次の収益事業を行う。

- (1) 物品販売。
- (2) ビデオ、写真パネル等の物品貸付。
- (3) コンサート、バザー等のイベント。
- (4) 出版。
- (5) 他の者の委託に基づく調査、研究、情報の収集及び提供や検査等の事業。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の理念と目的に賛同し、本法人の活動を支援するために入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛同し、本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 3 正会員及び賛助会員として入会しようとする者については、正当な理由がない限り入会を拒むことはできない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 1年以上音信が不通のとき。
 - (4) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 1年以上音信が不通のとき。
 - (4) 正当な理由なく継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内。
 - (2) 監事 2人。
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。
- 3 理事のうち、1人を特別顧問理事、1人を名誉会長、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 特別顧問理事、名誉会長、理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 特別顧問理事は、理事としての職務を行うことに加えて、この法人の運営上重要な事項について、理事長の諮問に応じる。
- 2 名誉会長は、理事としての職務を行うことに加えて理事長に対し、この法人の運営についての助言を行う。
 - 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 5 常務理事は、理事長の下にあって業務全般を総括し執行する。
 - 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要がある場合には理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散及び合併。

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。

(4) 事業報告及び収支決算。

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。

(6) 会費の額。

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営。

(9) その他運営に関する重要な事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録等)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) 募金その他の収入。

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別

に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計。
- (2) 収益事業会計。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない場合を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、本法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

事務局長は、常務理事が兼務することができる。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雜則

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人：年間1口 1万円 1口以上。
団体：年間1口 3万円 1口以上。
 - (2) 賛助会員 個人：年間1口 3千円 1口以上。
団体：年間1口 3千円 3口以上。
- 7 この定款の第13条 第14条 第15条および第57条の一部について認証書（2002年1月18日付13生都協市特第1162号）に基づき変更した。
- 8 この定款の第13条 第14条 第15条および第23条の一部について認証書（2007年1月26日付18生都法特第2395号）に基づき変更した。
- 9 この定款の第2条の変更は、2012年7月1日から施行する。
- 10 この定款の第55条の変更は、2017年9月4日から施行する。
- 11 この定款の第5条について認証書（2018年2月27日付29生都管特第1734号）に基づき変更した。
- 12 この定款の第6条、第13条、第15条、第16条、第20条、第24条、第27条、28条、29条、32条、33条、35条、36条、37条、48条および50条の一部について2024年2月1日（認証書2024年2月1日付5生都管特第919号）から変

更する。